洞爺湖町福祉灯油購入助成を行います

■問合せ　健康福祉課介護保険係（☎ 74-3001）

老人世帯、重度心身障害者世帯、ひとり親世帯などの生活の安定と福祉の増進を図るために、一定の要件を満たす世帯に対し、生活の一助として冬期の暖房に必要な灯油などの購入助成を行います。

＜対象者＞

令和８年 11 月１日現在、洞爺湖町に住民登録があり、次の①～③のいずれかに該当する世帯で、住民税非課税世帯または令和８年中の収入が下表の限度額以下に該当する世帯。

①満 65 歳以上の人が世帯主または世帯構成員であり、申請時において居住している世帯

②下記の手帳の交付を受けている人が世帯主または同居する世帯

・１級、２級の身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

・A ランクの療育手帳の交付を受けている人

③ひとり親世帯で、満 18 歳未満の児童を扶養している世帯

＜申請期間＞

11 月 10 日（火）～令和９年１月 29 日（金）

＜申請場所＞

健康福祉課介護保険係、洞爺湖温泉支所、洞爺総合支所地域振興課（役場窓口での申請が困難な場合は、健康福祉課介護保険係までご連絡ください）

＜申請に必要なもの＞

・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

・令和８年中の世帯全員分の収入状況がわかるもの（源泉徴収票、年金などが振り込まれている通帳、給与支払明細書など）

・事業所得がある人は令和７年分の確定申告書の写し

助成内容が変わります！

＜助成内容＞

・変更前　１世帯当たり灯油 100ﾘｯﾄﾙ

↓

・変更後　１世帯当たりとうやコイン 10,000 円分



＜助成方法＞

スマートフォンまたはカードに付与（付与まで１～２週間程度かかりますのでご了承ください。付与された日から町内の加盟店で使用できます）

＜収入の限度額＞

世帯の人数	限　度　額
１人世帯	世帯の１カ月の平均収入額が、10 万７千円未満
２人世帯	世帯の１カ月の平均収入額が、14 万２千円未満
３人世帯	世帯の１カ月の平均収入額が、17 万７千円未満
４人世帯	世帯の１カ月の平均収入額が、21 万３千円未満
５人世帯	世帯の１カ月の平均収入額が、24 万８千円未満
６人世帯	世帯の１カ月の平均収入額が、28 万３千円未満
６人を超える世帯	１人増加するごとに 28 万３千円に３万５千円を加えた額未満 例：８人世帯の限度額　28 万３千円＋（２×３万５千円）＝ 35 万３千円未満

※１　１カ月の平均収入額とは、令和８年中の世帯全員の収入額の合計を月割したものです

※２　限度額は世帯の構成人数で異なり、収入には非課税年金（遺族年金、障害者年金など）や家族などからの仕送り、児童扶養手当・特別児童扶養手当なども含まれます

※３　申請時において、「生活保護世帯」、「施設や病院に入所・入院している単身世帯」、「冬期間町外に滞在している世帯」は支給対象外です

※４　申請時において社会福祉施設などに入所または入院しており、令和９年１月末までに退所または退院の見込がない人がいる場合は構成人数と収入額には含みません

※５　住民票上、別世帯であっても同居している場合は世帯の構成人数に含まれます